（証券コード　3281）
（発信日）2026年12月１日
（電子提供措置の開始日）2026年11月25日

投 資 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目２番１号
GLP投資法人
執行役員　川　辻　佑　馬

第12回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第12回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年12月16日（水曜日）午後６時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第１項に基づき、現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも現行規約第15条第２項に定める議案に該当いたしません。従いまして、**投資主様が当日本投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

（本投資法人現行規約抜粋）
（みなし賛成）
第15条
１．投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

２．前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第１項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第３号（解散）、第205条第２項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第１項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
３．第１項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイトに、「第12回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト
https://www.glpjreit.com/ja/ir/meeting.html

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(GLP投資法人)又は証券コード(3281)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬　具

記

１．日　　時：2026年12月17日（木曜日）午後４時
（なお、受付開始時刻は、午後３時30分を予定しています。）

２．場　　所：東京都千代田区神田錦町二丁目２番地１
KANDA SQUARE　３階　SQUARE ROOM
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

第１号議案：規約一部変更の件

第２号議案：執行役員１名選任の件

第３号議案：補欠執行役員１名選任の件

以　上

（お願い）

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎前回の投資主総会終了後に開催しておりました「運用状況報告会」は開催いたしませんので、ご了承ください。本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ウェブサイト（https://www.glpjreit.com/）にて、決算説明会の動画及び資料等の情報を掲載しているほか、個人の投資家の皆様に向けて、質疑応答のお時間を設けたオンライン決算説明会を決算期毎に開催しております。

◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法

電子提供措置事項に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記のインターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東京証券取引所(東証)ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案：規約一部変更の件

１．変更の理由

(1) 本投資法人のスポンサーである日本GLP株式会社（注）が、その商号を2027年１月１日付でAMJ株式会社に変更することを受け、本投資法人の商号を「ＧＬＰ投資法人」から「ＡＭＪロジスティクス投資法人」に変更するものです（変更案第１条関連）。

（注）日本GLP株式会社は、現在世界有数のオルタナティブ投資運用会社であるアレス・マネジメント・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所：ARES）の一員です。

(2) 上記（１）の本投資法人の商号変更を、2027年１月１日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第40条関連）。

(3) その他、必要な字句の追加等を行うものです。

２．変更の内容

現行規約の一部を次のとおり変更しようとするものです。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
規約表紙 ＧＬＰ投資法人	規約表紙 ＡＭＪロジスティクス投資法人
表題 ＧＬＰ投資法人規約	表題 ＡＭＪロジスティクス投資法人規約
第1条（商号） 本投資法人は、ＧＬＰ投資法人と称し、英文ではＧＬＰ　Ｊ－ＲＥＩＴと表示する。	第1条（商号） 本投資法人は、ＡＭＪロジスティクス投資法人と称し、英文ではＡＭＪ　Ｌｏｇｉｓｔｉｃｓ　Ｊ－ＲＥＩＴと表示する。
（新設） （新設）	第９章　附則 第40条（改正の効力発生） 規約表紙、表題及び第１条（商号）の変更は、いずれも2027年１月１日をもって効力を生じるものとする。なお、本条及び本章は、効力発生日経過後にこれを削除する。
規約本文末尾 （新設）	規約本文末尾 2027年1月1日改訂

第２号議案：執行役員１名選任の件

執行役員川辻佑馬から、本投資主総会の終結の時をもって辞任する旨の申出がありました。また、第11回投資主総会において選任された補欠執行役員八木場真二の選任に係る決議の効力についても2026年12月16日付で取り消す旨の決議が本投資法人の役員会においてなされました。つきましては、2026年12月17日付で、新たに執行役員１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、新たな執行役員の任期は、執行役員川辻佑馬の残存任期を引き継ぎ、2028年５月31日までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2026年11月17日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴	所　有 投資口数
田所（たどころ）　広有（ひろくに） (1974年11月９日)	1997年４月　株式会社三和銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）入行　目黒支店　法人営業部 2001年１月　同行　池袋支店法人営業部 2004年３月　株式会社プロロジス入社　私募ファンドのアセットマネジャー 2007年１月　同社　財務部 ヴァイスプレジデント 2012年６月　プロロジス・リート・マネジメント株式会社取締役 2013年７月　株式会社プロロジス　ＣＦＯ　シニアヴァイスプレジデント 2016年６月　プロロジス・リート・マネジメント株式会社監査役 2018年８月　みずほ証券株式会社入社　投資銀行部門プロダクツ本部ストラテジック・ソリューション部、ディレクター 2019年３月　日本GLP株式会社入社　Japan CFO、シニアヴァイスプレジデント 2023年３月　GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社　取締役 2026年10月　同社　代表取締役社長就任（現任）	８口

・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社（注1）の代表取締役社長を兼任しております。

・その他に上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
・本投資法人のスポンサーグループ（注2）は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する保険契約を締結しており、本投資法人の役員についても、当該保険契約の被保険者に含めることにより、本投資法人の役員が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、本投資法人の役員を当該保険契約の被保険者に含めるために必要となる保険料は、本投資法人が負担しております。

（注1）GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社は、2027年1月1日付でAMJアドバイザーズ株式会社に商号を変更する予定です。以下同じです。
（注2）本投資法人のスポンサーグループは、世界有数のオルタナティブ投資運用会社であるアレス・マネジメント・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所：ARES）並びにその子会社（日本GLP株式会社を含みます。）及び関連会社を指します。以下同じです。

第３号議案：補欠執行役員１名選任の件

執行役員川辻佑馬が本投資主総会の終結の時をもって本投資法人の執行役員を辞任することに伴い、第11回投資主総会において選任された補欠執行役員八木場真二の選任に係る決議の効力についても2026年12月16日付で取り消す旨の決議が本投資法人の役員会においてなされました。つきましては、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2026年12月17日付で、補欠執行役員１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第３項の定めにより、第２号議案における執行役員の任期が満了する2028年５月31日までとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2026年11月17日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴	所　有 投資口数
八木場（やぎば）　真二（しんじ） （1988年５月24日）	2012年４月　ニッセイアセットマネジメント株式会社入社 運用企画部 2015年４月　同社　株式運用部 （不動産及びJ-REITの株式アナリスト） 2017年４月　同社　運用戦略部 2019年４月　日本GLP株式会社入社　投資運用部 2019年12月　GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社出向 経営企画部 兼 総務部 2021年１月　同社　経営企画部 兼 総務部　副部長 2021年10月　同社　執行役員CFO就任 2025年１月　同社　執行役員CFO・CSO就任 2026年１月　同社　CFO・CSO就任（現任）	0口

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社のCFO・CSOを兼任しております。

・その他に上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

・本投資法人のスポンサーグループは、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する保険契約を締結しており、本投資法人の

役員についても、当該保険契約の被保険者に含めることにより、本投資法人の役員が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、本投資法人の役員を当該保険契約の被保険者に含めるために必要となる保険料は、本投資法人が負担しております。

・上記補欠執行役員候補者については、執行役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行う場合があります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに現行規約第15条第２項に定める議案があるときは、当該議案には、本投資法人の現行規約第15条第１項及び第３項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条第１項及び第３項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第１号乃至第３号議案の各議案につきましては、いずれも、現行規約第15条第２項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以　上

（メモ欄）

投資主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区神田錦町二丁目２番地１
KANDA SQUARE　３階　SQUARE ROOM
電話　０３－６８１１－７８６６



最 寄 駅 ：	都営新宿線「小川町駅」Ｂ７出口より	徒歩３分
	東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」Ｂ７出口より	徒歩３分
	東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」Ｂ７出口より	徒歩３分
	東京メトロ半蔵門線「神保町駅」Ａ９出口より	徒歩５分
	東京メトロ東西線「竹橋駅」３b出口より	徒歩６分
	東京メトロ銀座線「神田駅」４番出口より	徒歩10分
	東京メトロ千代田線「大手町駅」Ｃ２b出口より	徒歩８分
	ＪＲ中央・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口より	徒歩９分
	ＪＲ各線「神田駅」西口より	徒歩10分

会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願いいたします。